

けんろく通信

弁護士法人
兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成28年6月 第22号



目次

円満な解決を目指して2

弁護士にインタビュー(相続について)2

いじめ予防授業3

事例検討会の開催3

「成年後見」の初回相談も無料に3

コラム3

暮らしに役立つ豆知識4

お客様の声4

きれいなバラが咲いています4

編集後記4

円満な解決を目指して



弁護士
小堀 秀行

「裁判」には悪いイメージが定着しています。金がかかる、時間がかかるということに加えて、互いに攻撃し合い傷つけ合うというものがあります。

裁判では主張・立証を尽くすことは必要ですが、準備書面や尋問の中で、相手を見下して、その人格を否定するようなことはなされていないでしょうか。依頼者は一時的には溜飲を下げますが、相手からも同様の攻撃がなされ、さらに反撃するということを繰り返すうちに、精神的に参ってしまい、また相手との人間関係も完全に破綻してしまいます。

紛争とは、ほとんどが親族や友人・知人、取引先などとの間で起こるものです。今後も、つきあって行かねばならない場合が少なくありません。ですから、本心では円満な解決を望んでいるはずですが、裁判になれば、相手に不都合な事実も主張しなければなりません。節度をわきまえ、相手の立場も尊重した上で、言うべきことを漏れなく主張するのであり、不必要に攻撃することはありません。そして、可能な限り話し合いの解決を目指すのが弁護士のあるべき姿です。このような趣旨から「迅速で円満な解決を目指す弁護士の会」を立ち上げました。多くの弁護士の賛同を期待します。

相続

ご相談を受けることの多い「相続の内容について、二木弁護士にインタビューしてみました。」

【記者】どんなケースの相談があるのでしょうか？

【二木弁護士】長男（依頼者）と弟との2人兄弟で、一般他界した両親の遺産相続の話がまとまらなくて困っています、と相談がありました。聞いてみると、遺産は、貯金が1000万円あるだけでした。ほかに、受取人が長男になっている生命保険があり、保険金は500万円となっていました。長男は、貯金を折半し、保険金も折半する、という解決案を出しておりましたが、弟が、長男への生前贈与を疑っているため、話がつかない、とのことでした。そもそも生命保険金は遺産からはずれ、受取人である長男固有の財産なのに、その半分を渡す、と言っているのですから、次男にとって、普通よりよい案になっておりました。

【記者】難しいですね。どのような解決策があるのでしょうか？

【二木弁護士】そこで、二木が話し合いの場に同席し、事情を説明して、弟に納得してもらおう方針で臨むことにしました。当日、通常より弟に有利な案になっていることを説明しました。また、故人の通帳を見せ、通常の生活費を超える出金がなく、生前贈与は認められない旨、説明しました。その日はまだ納得できず、持ち帰ることになりましたが、数日後、応じる旨の返答があり、二木作成の遺産分割協議書に双方が署名押印して、無事、解決しました。

【記者】弁護士に相談するということで、早期に円満な解決が図れるんですね。ありがとうございます。



弁護士
二木 克明

いじめ予防授業



弁護士
浮田 美穂

当事務所の森岡弁護士と私は金沢弁護士会の子どもの権利委員会に所属しています。同委員会では昨年、石川県内の小中学校に赴いて、いじめ予防授業に取り組んでいます。

掃除当番を交代してもらうことはいじめにあたるのかなど、いじめとはどういうものかを考えてもらったり、いじめられている人も悪いのか、いじめられても仕方がない場合もあるのかということについて意見を出してもらいながら、いじめについての理解が深まるように授業を進めています。

最初はいじめられている子も悪い場合があるし、いじめられても仕方がない場合もあると考えている子どもたちが多いですが、授業の最後には、いじめは絶対になくさないといけない、1人1人、いじめをなくすためにできることがあるんだと目を輝かせています。

いじめがなくなり、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、今後も取り組みを続けて行きたいと思います。



事例検討会の開催



弁護士
小倉 悠治

事務所では、週1回、事例検討会を開催しております。7人の弁護士が全員参加し、自身の担当している事案を発表して検討するものです。先進的な成功事例や陥りやすいミス进行研究し、それぞれの経験を共有しています。また、進行中の案件でも、多角的な視点から検討することができるよい機会です。

一人の弁護士だけで行う場合と異なり、豊富な経験を共有して、すべての弁護士のレベルアップを図ることができる、事務所の強みです。

「成年後見」の初回相談も無料に

兼六法律事務所ではこれまで、「交通事故」「借金」「相続」に関する相談について初回無料でお受けしていましたが、このたびそれに加えて「成年後見」の初回相談料も無料で対応することになりました。

また、上に書いた相談内容に該当しない場合でも、法テラスを使った無料相談を受けることも可能です。

「こんなこと聞いていいのかな」と思うことでも、困られたこと、悩んでおられることがありましたら、まずはお気軽にご相談ください。

コラム 成年後見制度に思う。

認知症の患者は500万人と言われますが、成年後見制度を利用している人は17万人しかありません。権利や財産が十分に守られているのか心配で



弁護士
柴田 未来

す。弁護士に気軽に相談してほしいと思います。

相続・遺言書について

ろく美：私の祖母が遺言を書くと言い出した話をして、今回、けん爺から遺言書の書き方について教えてもらうことになっていたわね。

けん爺：遺言書にはいくつか種類があるが、自筆証書遺言と公正証書遺言の2つを知っておけばよいぞ。

ろく美：自筆証書遺言っていうのは、どんなものなの？

けん爺：簡単に言えば、自分で自筆で書く遺言じゃよ。

ろく美：へえ、遺言って、自分で書いても効力があるんだ。

けん爺：そうじゃ。だけど、法律で書き方が決まっているから、これを守らないと無効になってしまうから注意が必要じゃ。

ろく美：どんなきまりがあるの？

けん爺：民法 968 条に、全文、日付、氏名を自筆で書いて、印鑑を押さないといけないと規定されているぞ。

ろく美：そうなんだ。意外と簡単そうだね。

けん爺：まあ、そうじゃ。そんなに難しくはない。ただ、注意しなければならないことはいくつかある。例えば、ろく美は、仕事で契約書などを見ることはあるかの？

ろく美：あるわよ。

けん爺：契約書などは、文章はパソコンで作られていて、署名だけを自筆で書くことが多いが、自筆証書遺言は、そういうことをしたら無効になるのじゃ。

ろく美：え!?! どうして？

けん爺：自筆証書遺言は、さっきも言ったが、「全文」を自筆で書かなければならないのじゃよ。

ろく美：想定外の落とし穴があるのね。

けん爺：他にも、「平成28年6月吉日」というのも駄目じゃ。「吉日」では日付を書いたことにはならないから、これも無効になるのじゃ。

ろく美：遺言って大事なもののなのに、そんなことで無効になってしまっは大変ね。

けん爺：そうじゃな。それで、もう一つの公正証書遺言という方法で作ると安心なのじゃよ。

ろく美：公正証書遺言って、どんなものなの？

けん爺：一定の手数料はかかるが、公証役場というところで公証人という法律の専門家がつくってくれるから安心じゃ。また、遺言書を公証役場で保管してくれるから、紛失の心配もないんじゃ。

ろく美：わかったわ。祖母にも公正証書遺言のことを教えてあげるわ。遺言は家族がトラブルなることを防止するために大切なもので、「元気なのに遺言を書くなんて縁起でもない」なんていうの間違いなのね。じゃあ、けん爺はもちろん遺言を作ったのね。

けん爺：何を言うか！ワシはまだまだ元気じゃから、大丈夫じゃ！

ろく美：……。



お客様の声 (アンケートより)

◆長い間お世話になりました。突然の事故でケガのため体が動かず、先生に依頼しました。家に何回も来てくれました。又事故現場も見て写真も撮ってくれました。最後までガンバってくれました。ありがとうございました。

(平成27年11月)

◆どこへ行っても、はっきりとした回答をいただける所がなく、もやもやしていましたが、こちらへ伺って簡潔な回答をいただき、ようやくすっきりいたしました。ありがとうございました。

(平成28年1月)

◆初めての事で不安だったのですが、丁寧な対応、説明でとても良かったです。

(平成28年1月)



編集後記

弁護士は「弁護士会」に所属していますが、事務員にも石川県内の法律事務所働く事務員で組織した「事務員会」という集まりがあります。事務員会では年に数回、勉強会や懇親会を行っているのですが、先日は会計や決算書の読み方についての勉強会に参加してきました。少しずつでも新しいことを学んでいかないと……、と思っています。(小山内)